

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子炉廃止措置研究開発センター(廃止措置中)
平成28年度(第2回)保安検査報告書

平成28年11月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間	1
(2)保安検査実施者	1
2. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターの 設備及び廃止措置概要	1
3. 保安検査内容	1
4. 保安検査結果	2
(1)総合評価	2
(2)検査結果	2
(3)違反事項	8
5. 特記事項	8

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成28年8月22日(月)

至 平成28年8月26日(金)

(2) 保安検査実施者

敦賀原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 長谷川 廣信

原子力保安検査官 篠川 英利

原子力保安検査官 北嶋 勝彦

2. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターの設備及び廃止措置概要

出力 (万 kW)	運 転 期 間	廃止措置状況等
熱出力 55.7 電気出 力 16.5	運転開始: 昭和54年3月20日 運転終了: 平成15年3月29日	① 使用済燃料保管量(平成28年8月22日現在) MOX燃料:424体 UO ₂ 燃料: 42体 合計 :466体 ②炉心燃料取出: 平成15年4月7日～平成15年8月13日 ③使用済燃料搬出作業 (空容器受取検査～船積み): 平成19年4月16日～平成19年5月13日 平成19年6月4日～平成19年6月29日 ④施設定期検査: 平成28年9月1日～平成28年12月28日(予定)

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線の検査項目は保安検査実施方針に基づく保安検査項目である。)

- ① マネジメントレビューの実施状況
- ② 余熱除去系に係る設備の運用管理及び保守管理の実施状況
- ③ 周辺監視区域の変更に係る管理状況
- ④ 放射性可燃性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし。

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の検査においては、マネジメントレビューの実施状況等を検査項目として検査を実施し、保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況についても、事業者から管理状況の聴取及び記録の確認、中央制御室の巡視等を行った。

検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。ただし、余熱除去系設備について現場確認を行ったところ、運転終了に伴い停止した原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機(C, D)の据付け状況に関し、基礎ボルトによる固定が十分にされておらず地震等の発生時に転倒し、隣接する原子炉補機冷却海水ポンプ(A, B)に損傷を与えた場合、供用中の運転設備の機能に支障をきたすおそれがあることが確認された。そのため、原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機(C, D)の転倒防止対策もしくは撤去を行うよう書面による注意を行い、是正処置状況について今後確認する予定である。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

① マネジメントレビューの実施状況

マネジメントレビューのインプット情報となる原子炉廃止措置研究開発センター(以下「ふげん」という。)の「品質マネジメントシステムレビュー結果」が適切に取りまとめられていること、またマネジメントレビューからのアウトプットに基づき、ふげんにおける品質マネジメントシステムが適切に維持、改善されていることを確認した。

マネジメントレビューについては「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、定期的に行う「定期マネジメントレビュー」と、理事長が緊急性を要すると判断したとき等に行う「臨時マネジメントレビュー」に分けられており、平成27年度定期マネジメントレビューについては、年2回(年度中期、年度末)行われていることを以下のとおり確認した。なお、臨時マネジメントレビューについては、平成27年度及び平成28年4月から7月までの間には行われていないことを確認した。

年度中期の10月頃に行われる定期マネジメントレビューのインプット情報の作成については、年度初めに原子力安全に係る品質目標及び保守管理目標(以下「ふげんの品質目標」という。)をもとに各課における品質目標を設定し、上半期の業務遂行結果を「マネジメントレビュー対応手順書」及び「品質目標作成手順書」に従い、上半期品質目標達成状況(内容は①廃止措置管理、運用管理、保守管理、放射線管理、燃料及び重水管理並びに廃棄物管理に係る各プロセスの監視及び測定、②定められた項目に対するデータ分析、③プロセスの監視測定やデータ分析結果などを踏まえた課の品質目標達成状況及び評価、④所の品質目標の達成状況及び評価を主に記載)として作成し、安全品質管理課長が各課の上半期品質目標達成状況をふげ

んの品質目標達成状況として取りまとめ、施設保安運営委員会にて審議され、保安主任者の確認及び所長の承認を得て、「年度中期マネジメントレビューインプット情報報告書」としてふげんの拠点管理責任者である敦賀事業本部長（以下「拠点管理責任者」という。）へ報告されていることを確認した。その後、拠点管理責任者は本部の管理責任者である安全・核セキュリティ統括部長（以下「本部の管理責任者」という。）へマネジメントレビューのインプット情報として報告していることを「業務連絡書 15 敦安（業）102104 平成27年度定期（年度中期）の品質保証活動に係る理事長マネジメントレビュー及び安全文化醸成活動等に係る理事長レビューの資料送付について」等にて確認した。

また、関係法令及び規定遵守のための活動方針と安全文化醸成のための活動方針についても、品質方針と同様に、敦賀事業本部において年度計画が策定され、ふげんに通知された後、所員が諸活動を実施し、上半期の実績をまとめて、敦賀事業本部の担当室においてふげんを含めた活動報告書を作成し、本部の管理責任者へ報告していることを「業務連絡書 15 敦安（業）101402 平成27年度上期安全文化の醸成及び法令等の遵守活動の報告について（回答：原子炉廃止措置研究開発センター（敦賀事業本部）」等により確認した。

なお、マネジメントレビューのインプット項目は、監査の結果、原子力安全の達成に関する外部の受け止め方、プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果、安全文化を醸成するための活動の実施状況、関係法令の遵守状況等であることを確認した。

年度末に行われる定期マネジメントレビューのインプット情報の作成についても、年度中期と同様に、年度末マネジメントレビュー実施計画の通知（業務連絡書）を本部から受けて対応しており、安全品質管理課長が「年度末マネジメントレビューインプット情報報告書」を作成し、ふげんの品質目標の達成状況及び評価とともに拠点管理責任者へ報告し、その後、敦賀事業本部から本部の管理責任者へ報告していることを「業務連絡書 16 敦安（業）030301 平成27年度定期（年度末）の品質保証活動に係る理事長マネジメントレビュー及び安全文化醸成活動等に係る理事長レビューの実施について（回答）」により確認した。また、関係法令及び規定遵守のための活動方針と安全文化醸成のための活動方針についても、ふげんの活動を安全品質管理課長から敦賀事業本部の安全品質推進室へ送り、安全品質推進室にて敦賀事業本部とふげんの実績を取りまとめて拠点管理責任者へ報告し、その後、これらのインプット報告書及び活動実績を本部の管理責任者へ報告していることを「業務連絡書 16 敦安（業）021001 平成27年度安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動実績の暫定報告について（回答）（原子力施設：ふげん及び敦賀事業本部）」により確認した。

年度末マネジメントレビュー後は、翌年度開始以降にインプット情報報告書の改訂版、平成27年度品質目標の実績取りまとめ及び法令遵守・安全文化醸成活動報告書に係る実績を取りまとめた結果について本部の管理責任者へ報告していることを、「業務連絡書 16 敦安（業）051201 平成27年度敦賀事業本部の安全文化の醸成及び関係法令及び規定の遵守に係る年度活動の報告について」等にて確認した。

平成27年度末に実施されたマネジメントレビューからのアウトプットを基に、本部において平成28年度の原子力安全に係る品質方針（保守管理の実施方針を含む）及び法令遵守・安全文化醸成活動が定められ、ふげんを含む関係箇所へ「業務連絡書 16 安環（業）033101 平成28年度安全関係の各方針及び施策の周知について」により周知されていることを確認した。ふげん

では「品質目標作成手順書」に従い、ふげんの品質目標の試案を安全品質管理課長が作成し、保安主任者等の確認及び所長の承認を得て設定し、拠点管理責任者へ報告していることを「業務連絡書 16 ふ安(業)051902 平成28年度の原子力安全に関する品質目標等の提出について」等にて確認した。また、ふげんの品質目標を各課長へ通知し、各課長はそれに基づき課の品質目標を保安主任者等の確認及び所長の承認を得て設定していることを「通知書 平成27年度品質目標評価及び平成28年度品質目標の設定について」等にて確認した。

また、法令遵守及び安全文化醸成活動については敦賀事業本部安全品質推進室にて計画立案し、拠点管理責任者の承認を得た後、「業務連絡書 16 敦安(業)042503 平成28年度安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動計画の制定」によってふげんへ周知されていることを確認した。

平成27年度の定期マネジメントレビューの結果(改善指示事項)におけるふげんの対応改善指示事項である「品質方針に則した品質保証活動の実効に向けた取組みを実施し、その結果を本部へ報告すること」については、その対応として平成28年度のふげんの品質目標に設定対応し、本部の管理責任者へ報告していることを「業務連絡書 16 ふ安(業)071401 品質保証活動の実効に向けた取組みの実績報告について(回答)」等にて確認した。また、「安全文化醸成活動等の活動計画」の達成状況の評価結果が一目で分かるように記載を工夫(見える化)して次回の理事長マネジメントレビューにて報告することについては、今後も継続して分かりやすく工夫(見える化)して報告するよう取り組んでいくとしていることを、「業務連絡書 16 敦安(業)051201 平成27年度敦賀事業本部の安全文化の醸成及び関係法令及び規定の遵守に係る年度活動の報告について」にて確認した。年度末マネジメントレビューの改善指示事項である「安全文化醸成活動等の報告において労働災害は重要な事象として認識対応するとともに、インプット情報して理事長マネジメントレビューにて報告すること」については、平成28年度の安全文化醸成活動計画にある「ATR 安全衛生協議会の場において、協力会社従業員の作業に係るお互いの理解と意思疎通を深める」こと等の対応がなされていることを、「業務連絡書 16 敦安(業)042503 平成28年度安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動計画の制定」等にて確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

②余熱除去系に係る設備の運用管理及び保守管理の実施状況

使用済燃料貯蔵プールの後備冷却(冷却系が運転不可等の状況で、使用済燃料の崩壊熱を除去する)として、廃止措置計画に基づき余熱除去系を維持していることから、余熱除去系に係る運用管理及び保守管理が適切に実施されていることを確認した。

ア 設備の運用管理について

設備の運用管理に係る計画については「運用管理要領」に基づき、前年度の実績、当該年度及び次年度の計画を記載した設備運用管理計画を作成し、技術開発部長及び保安主任者の確認並びに所長の承認を得て、各課長に通知していることを「承認書 平成28年度 設備運用管理計画の設定」等により確認し、設備運用管理計画に変更が生じた場合は作成時と同様に所長の承認を得て、各課長に通知していることを「承認書 平成28年度

設備運用管理計画の改訂について」等により確認した。さらに、「運用管理要領」に基づき、設備運用管理計画に記載されている系統(機器)ごとに管理番号を用いて「設備運用管理票」を作成し、巡視等により設備の運用管理がなされていることを「設備運用管理票(余熱除去系:管理番号33-3)」等にて確認した。

運用管理業務の評価及び改善については、「マネジメントレビュー対応手順書」等に基づき、年度運用計画の実施状況が評価及び改善されていることを「プロセスの監視及び測定の結果報告 平成27年度」により確認した。

また、余熱除去系に係る設備について現場確認を行ったところ、運転終了に伴い停止した原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機(C, D)が、ポンプを取り外され、当初の据え付け箇所に基礎ボルト数本のみ状態(各15本中、C:3本、D:1本が締め付けられていない状態で差し込んであった)で、供用中の原子炉補機冷却海水ポンプ(A, B)に隣接して保管されていることを、取水口付近のポンプ据え付け現場にて確認した。当該事象について事業者を確認したところ、平成15年3月の運転終了を機に、A系1台(A)、B系1台(B)を運用することとし、残りの2台(C, D)は予備部品として保管することを長期点検計画に記載し運用しており、解体撤去物等の保管場所を確保するため、平成19年8月に実施した定期点検において当該部品の移動手順を定め、現在の保管場所に戻され、現状に至っていることを聴取した。当該事象については、地震等の災害発生時において、原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機(C, D)が転倒し、隣接する供用中の原子炉補機冷却海水ポンプ(A, B)に損傷を与えた場合、使用済燃料プールの冷却機能に支障をきたすおそれがあるため、原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機(C, D)の転倒防止対策もしくは撤去するよう、書面による注意を行った。

イ 保守管理について

余熱除去系に係る設備の保守管理については、「保守管理要領」に検査、試験又は点検の項目、機能維持の方法、実施頻度等が記載された点検計画が定められており、さらに点検計画を定めた設備のうち長期点検計画を策定する必要がある設備については、「主要設備の長期点検計画」により分解点検、開放点検等の頻度が定められている。これらの内容に従い、年度の実施時期を具体的に明確化した「施設保全計画」が作成されていることを「承認書 施設保全計画(平成28年度計画)」等により確認した。

設備の点検については、「施設保全計画」に基づき「一般点検要領書」に従い点検が行われ、点検結果の内容が「保守管理記録」に記録されていることを「原子炉補機冷却海水系(B系)(38系)一般点検要領書」「原子炉補機冷却海水系(B系)(38系)一般点検報告書」等により確認した。

また、「保守管理要領」に基づき、余熱除去系の動作確認が2ヶ月に1回の頻度で定められており、「B-余熱除去ポンプ動作確認マニュアル」に従い、余熱除去ポンプを起動し、動作確認を実施し、異常のないことが確認されていることを「B-余熱除去ポンプ動作確認報告書」により確認した。

さらに、一般点検結果をもとに「保守管理要領」に規定する各設備・機器が要求される機能を満足している状態にあることを確認及び評価するために、「検査及び試験の管理要領」に

に基づき、課内検査を年1回の頻度で行うこととし、「課内検査要領書作成マニュアル」に従い作成された「課内検査要領書」にて検査が行われ評価されていることを「検査及び試験の結果の記録 原子炉補機冷却海水ポンプ(B系)」等により確認した。

点検等の結果の確認、評価を実施する者(以下、検査員)の力量については、「検査及び試験の管理要領」に基づき認定基準が明確に定められ、検査員の力量が評価されていることを「検査員認定表」等により確認し、検査員の力量を承認する者(担当課長)の力量については、「教育訓練手順書」に基づき所長が評価し、「力量評価結果記録Ⅱ」により個人ごとに管理していることを確認した。

保守管理の定期的な評価については、「マネジメントレビュー対応手順書」に基づき、年度保全計画の設定と実施状況について評価確認されていることを「プロセスの監視及び測定の結果報告 平成27年度」により確認し、また、原子力施設の故障状況について評価確認されていることを「データの分析結果の報告 平成27年度」により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかったが、原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機(C、D)の保管状態の不備について、是正処置状況を今後の保安調査等において確認することとする。

③周辺監視区域の変更に係る管理状況

平成28年4月以降から開始された原子力災害制圧道路等整備事業に係るトンネル造成及び道路敷設の工事に伴い、周辺監視区域の一部が変更となり、保安規定の記載が一部変更されたことから、これら変更区域の管理状況について確認した。

周辺監視区域は日本原子力発電株式会社(以下「日本原電」という。)敦賀発電所と共有しており、今回、福井県が行う原子力災害制圧道路等整備事業に係るトンネル造成及び道路敷設の工事については、福井県及び日本原電が調整し進められており、工事の範囲及び実施時期等については、日本原電からふげんに対して説明がなされてから、ふげんは平成28年3月11日に「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設発電用原子炉施設保安規定の変更認可申請について」を原子力規制委員会へ提出し、同年4月25日に原子力規制委員会から変更が認可された後、日本原電と調整し同年4月28日施行後に工事着手したことを確認した。

トンネル工事に伴う区域変更にあたっての立入制限については、日本原電から具体的な工事の工程等をはじめ、周辺監視区域のフェンス敷設撤去工事、標識設置等について情報共有が行われ、工事期間中における具体的な周辺監視区域への出入りについても、日本原電の確認の下、工事関係者以外の立入制限を行いながら、新フェンス設置後に新たな標識を掲示し、旧フェンスの撤去工事が行われたことを「週間工程表(工事名 原子力災害制圧道路等整備工事(仮称)敦賀半島第2トンネル)」等にて確認した。

さらに、トンネル工事現場付近の周辺監視区域を現場確認し、変更された箇所に柵及び標識が新たに設けられ容易に立ち入ることができないよう制限されていることを確認した。ただし、周辺監視区域変更に係る一部の区域については、平成29年5月頃まで工事の都合上フェンスを

設置できないため、旧フェンス及びロープにより立入制限を行っていることを現場にて確認した。

なお、周辺監視区域の維持管理については「保全区域・周辺監視区域管理手順書」に基づき、1年に1回日本原電と合同で巡視を行い、維持管理が行われていることを「周辺監視区域確認シート(巡視用)」により確認し、今回の保全区域巡視区域の追加及び周辺監視区域変更に伴い、周辺監視区域確認シートの変更を行うなど「保全区域・周辺監視区域管理手順書」の一部改訂が行われていることを「回議書 保全区域・周辺監視区域管理手順書の一部改訂」により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

④放射性可燃性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)

固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管されている可燃性固体廃棄物の、トリチウム汚染廃棄物仕分け作業が現在行われており、この仕分け作業から焼却減容されて、焼却灰を容器に詰め貯蔵庫に保管される一連のプロセスが、適切に行われていることを確認した。

可燃性固体廃棄物の管理計画については、「廃棄物管理要領」に基づき、平成27年度の実績、平成28年度及び平成29年度の計画について廃棄物管理計画が作成され、保安主任者等の確認を受け、所長の承認が得られていることを「承認書 平成28年度廃棄物管理計画の設定」及び「平成28年度廃棄物管理計画における年度目標値設定(エンジニアリングシート)」により確認し、所長承認を得た計画を各課長へ通知していることを「通知書 平成28年度廃棄物管理計画の設定」により確認した。

可燃性固体廃棄物は「廃棄物管理要領」、「固体廃棄物管理手順書」等に基づき、雑固体廃棄物焼却設備において焼却減容して、焼却灰を容器に詰め貯蔵庫に貯蔵保管していることを「固体廃棄物管理票(焼却灰)」及び「固体廃棄物管理台帳(焼却灰ドラム缶)」により確認した。また、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管されている可燃性固体廃棄物についても、仕分け作業を行い、焼却処理が行われ、管理されていることを「可燃廃棄物仕分一覧表」、「固体廃棄物貯蔵庫 可燃廃棄物焼却一覧表」及び「固体廃棄物貯蔵庫 貯蔵管理台帳」により確認した。

固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管されている可燃性固体廃棄物のうち、過去の定期検査等で発生したトリチウムを含有する可燃性固体廃棄物の仕分け作業を行うにあたり、協力会社作業員の力量管理については、「教育訓練手順書」に基づき、放射性廃棄物の廃棄物施設業務に従事し、対象設備の運転管理、運転方法に精通している等必要な知識及び経験を有し、諸規則等の教育を受講し、所要の力量があることを請負契約に従い事業者により提出させて、確認していることを「協力会社従業員入所時教育実施報告及び確認記録」により確認した。さらに、協力会社従業員に放射線防護上の必要事項を遵守させるため、「協力会社放射線作業管理手順書」に基づいた放射線業務従事者教育が、協力会社により行われていることについて、事業者が確認していることを「放射線業務従事者教育報告書(協力会社用・従事者指定時)」等により確認した。

作業場所については、「放射線管理要領」、「協力会社放射線作業管理手順書」等に基づ

き、原子炉補助建屋内にトリチウム汚染廃棄物仕分け作業による区域(3D)設定が行われていることを「区域設定・変更・解除依頼表」及び「管理区域内区域区分設定通知書」により確認をした。

また、作業現場には区域設定「3D」の標識が掲示され、出入口にはチェーンによる立入制限がなされ、区画された作業ハウスにおいて、協力会社作業員がトリチウム防護服、エアーラインマスク、タイベックスーツ等の防護装備を行い、「固体廃棄物管理マニュアル」に従って、トリチウムを含有する可燃性固体廃棄物の仕分け作業が行われていることを現場にて確認し、作業現場の放射線管理が適切になされていることを「放射線管理記録」等にて確認した。

可燃性固体廃棄物の保管状況の確認については、「巡視手順書」に基づき、固体廃棄物貯蔵庫の保管状況確認(貯蔵容器積付状態、床面への漏えい確認)等について、月に1回の巡視で確認していることを「第1・2固体廃棄物貯蔵庫(貯蔵室) 特別巡視記録(1回/月)」にて確認し、さらに「固体廃棄物管理マニュアル」に基づき、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管中の廃棄物容器の健全性確認をするため、廃棄物容器外観点検(廃棄物容器の移動は行わず手鏡等で確認できる範囲)を1年に1回行っていることを「固体廃棄物貯蔵庫 廃棄物容器点検記録(1回/年)」にて確認した。また、「固体廃棄物管理手順書」に基づき、保管量の記録管理が行われていることを「固体廃棄物貯蔵庫・一時保管区域管理月報」により確認した。なお、廃棄物処理設備については1日1回の巡視が行われていることを「巡視記録」にて確認をした。

構内において、可燃性固体廃棄物の貯蔵庫への運搬する等の管理区域外への放射性固体廃棄物の運搬については、「廃棄物管理要領」及び「固体廃棄物管理手順書」に基づき、運搬前に開発実証課長から環境管理課長へ「固体廃棄物運搬時線量測定依頼票」により線量当量率測定の依頼が行われ、環境管理課長は、汚染管理区域出口において、依頼のあった廃棄物容器の表面線量当量率及び表面から1mの距離における線量当量率並びに表面密度を測定し、開発実証課長へ測定結果を連絡し、基準値以下であることを確認し、その後、廃棄物容器を運搬車両に積み付け、環境管理課長が運搬車両に積み付けた運搬車両の表面及び表面1mの距離における線量当量率を測定し、測定結果の連絡を受けた開発実証課長が基準値以下であることを確認し、運搬を実施していることを「放射性廃棄物・放射性同位元素等運搬に係る放射線測定記録」等にて確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

2) 追加検査結果

なし。

(3) 違反事項

なし。

5. 特記事項

なし。

保安検査日程

月 日	8月22日(月)	8月23日(火)	8月24日(水)	8月25日(木)	8月26日(金)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●廃止措置管理状況の聴取及び記録の確認 ●中央制御室他の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取及び記録の確認 ●中央制御室の巡視 ○マネジメントレビューの実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取及び記録の確認 ●中央制御室の巡視 ◎余熱除去系に係る設備の運用管理及び保守管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取及び記録の確認 ●中央制御室の巡視 ◇◎放射性可燃性固体廃棄物管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取及び記録の確認 ●中央制御室の巡視 ○周辺監視区域の変更に係る管理状況
午 後	<ul style="list-style-type: none"> ○マネジメントレビューの実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎余熱除去系に係る設備の運用管理及び保守管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎余熱除去系に係る設備の運用管理及び保守管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◇◎放射性可燃性固体廃棄物管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎余熱除去系に係る設備の運用管理及び保守管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ★:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等